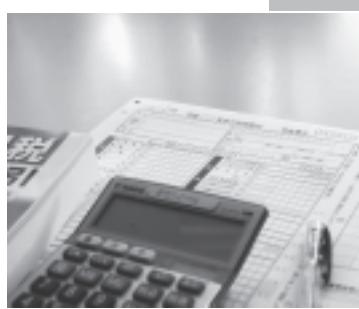


平成
20年分

町県民税の申告 所得税の確定申告

受付が始まります



申告受付期間

町県民税の申告受付は、2月9日（月）から3月16日（月）までで、開場は午前8時30分、受付は午前9時から午後4時までとなっていきます。また、税務署での確定申告受付は、2月16日（月）から3月16日（月）までです。期限間近になると大変混み合いますので、できるだけ早めに申告しましょう。

※税務署では、還付申告のみ1月27日（火）から受け付けています。

日刊新地

混雑分散のため対象地区を指定しております。別途配布の日程表をご確認のうえ、できるだけ指定日に申告されますようお願いします。

※予備日は特に混雑しますのでご注意ください。

※管理上、歌津地区の指定受付を歌津公民館に集約しますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

◆**申告に必要な書類**

申告に必要な書類は次のとおりです。事前に準備のうえ、申告してください。

- ・給与・年金所得者：源泉徴

申告に必要な書類

申告に必要な書類は次のとおりです。事前に準備のうえ、申告してください。

- ・ 業主の支払証明書または事業主の支払證明書等の原本
・ その他の所得者：帳簿書類等
等（収入金額と必要経費の分かる書類等）
- ◇ 各種の所得控除を受ける場合は、それらの支払証明書等や領収書等
- ・ 生命保険料・地震保険料等の支払證明書、社会保険料、医療費の領収書、償却資産申告書の控えなど
- ※ 国民年金等の支払証明書を紛失した場合は、事前に社会保険庁控除証明書専用ダイヤル（☎ 0570-070-1117）へお問い合わせのうえ、再発行を受けてから申告してください。
- ◇ 申告者の本人名義の銀行等の口座番号が確認できるもの
- ◇ 税務署から送付された申告書等（前年確定申告者）
- ◇ 農業・漁業を営んでいる方の収入と経費が分かる書類等を整理・集計し、あらかじめ申告附属資料等に記載のうえお持ちください。
- ※ 農協や漁協などから、年間の取引額証明書等を受け取

◇医療費控除を受ける方

- ・平成20年分の支払金額を事前に集計し、領収書を持参してください。
- ※健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」は領収書の代わりにはなりません。
- ◇障害者控除を受ける方
- ・申告受付時に障害者手帳を提示いただく場合がありますのでご準備願います。
- ※介護保険の要介護認定を受けられた方で、一定の要件を満たす場合は、申請により「障害者控除対象者認定書」の交付を受けられます。詳細は、広報1月号（8ページ）をご覧ください。

確定申告・消費税の申告

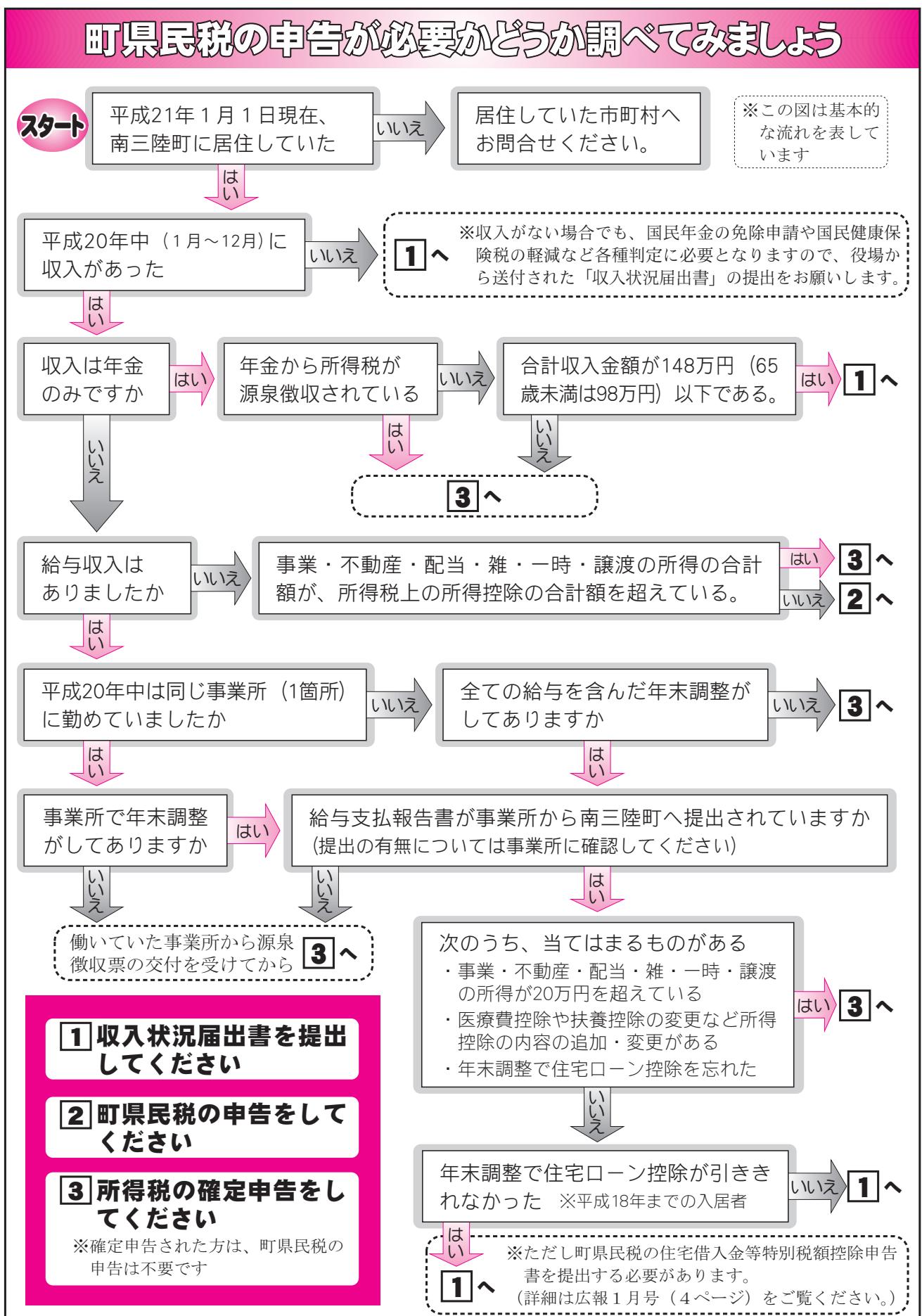
◇所得税の申告相談・確定申告
所得税は国の税金であり、
申告先は税務署となつていま

では、所得税の申告受付会場によつて受け付けておりますが、相談内容の確認について時間がかかる場合があります。場合によつては直接税務署へ行っていただく事もありますので、あらかじめご了承ください。

◇消費税の申告がある方や事業収入が1,000万円以上あつた方

今回は、町県民税の申告会場での消費税の申告相談については、受け付けることができませんので、税務署から申告書類等が届いた方は、期限内に忘れずに氣仙沼税務署へ申告してください。また、事業収入が1,000万円以上になると、消費税の課税事業者に該当する場合があり、税務署への届出が必要になります。詳しくは、気仙沼税務署までお問い合わせください。

※青色申告の方は、税務署または各種産業団体内の指導機関にご相談ください。



町県民税申告の問い合わせ
町民税務課 ☎46-1372
総合支所町民福祉課 ☎26-3023

確定申告と消費税申告の問い合わせ
気仙沼税務署 個人課税部門 ☎22-6780